

8

年少労働一般資料 269

88-1 no. 8

年少労働賃金資料 No. 1

新規学校卒業年少労働者の初任給

婦人少年局職員室主任殿

労働省婦人少年局

1951年7月

(14)

新規学校卒業年少労働者の初仕給

年少労働者の多くは、学費と食費が唯一の初仕給決定の要件となっている。そこで昭和25年5月に労働省、労働基準局給与課で行った「学校卒業者の初仕給調査」の中から年少労働者の給与に関係のある新制中学卒業者（16～17才）新制高校卒業者（19～20才）の初仕給の調査の概況を抜き出したものがこの資料である。但しこの調査は全国的なものではなく、サマール調査であるのを、その長を考慮すべきであろう。

尚、これは公務員の初仕給の調査が行われていないので、人事院の「一般職の職員の給与に関する法律」を参考として、昭和25年3月から5月に於ける初仕給の規定額を記すと共に、昭和25年法律第299号により改正され、26年から施行された現在の初仕給の規定額を一応記すこととした。但しこの額は一般職の職員の場合のみで、特に法律で定められた他の職の場合が含まれていないし、就業する職種により幾分の差があり、又この額は本俸のみであるため、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等諸手当が含まれないので、実際の手取額と相違する事が想像される。そこで公務員の場合の本俸の規定額はこの調査の結果と比較することが出来るので、あくまで参考程度にとどめるものとする。

調査方法

調査の対象は昭和25年に学校を卒業し、25年3月から5月までに専業場に雇われた未経験の労働者32,549名で、その中、29,309名は新制中学、新制高校卒業生である。

専業場は規模の大きいものから小さいものまでを含めた約7,000の専業場である。

調査の内容は昭和25年5月の最終給与締切日からさかのぼって4月の最終給与締切日の翌日までの1ヶ月間の現金給与額、

出勤日数 最終卒業学校を調査兼計したものである。
調査結果

1. 学厂別にみた初仕給

表1表(その一) 全国全産業学厂別初仕給及実労働日数

学 厂	初 仕 給	同 比 例 数	実労働日数	同 比 例 数
新制中学校	2446 ^円	100%	23.1 ^日	100%
新制高等学校	5044	206	23.8	103
旧制専門学校	6628	271	24.0	104
旧制大学	8175	334	23.7	103

表1表(その二) 全国全産業学厂別初仕給及実労働日数

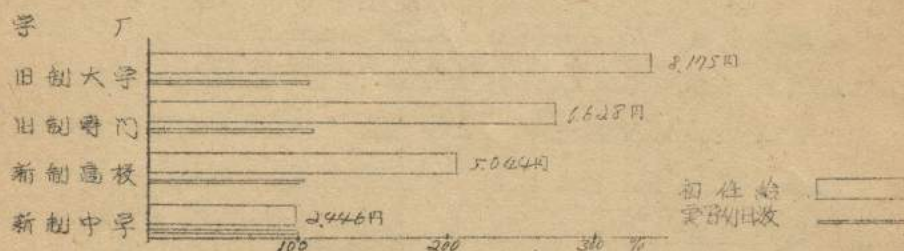


表1表(その1)(その2)は全産業の学厂別の初仕給と実労働日数を表にしたものである。この調査では労働日数については大きな違いはみられないので初仕給についてのみ考えてみる。

上の表によると新制中学卒と新制高校卒とでは3年の学厂の違いで賃金は約2,600円の差があり、新制高校卒以上の学厂による賃金差はどれも1,600円程度である。又新制中学卒は旧制大学卒の約 $\frac{1}{3}$ の初仕給である。そこで学厂による賃金差に相当の関きがあり、新制中学卒の年少労働者の初仕給は殊に低いように思われる。

表2表 公務員学厂別初仕給規定額(年度別、試験の有無別)

学 厂	昭和25年度		昭和26年度	
	試験無	試験有	試験無	試験有
新制中学校	2470		3050	
新制高等学校	3009		3650	3850
旧制専門学校	3365	3565		4450
旧制大学	3772	4223		5500

表3 全国全産業及公務員学厂別初仕給

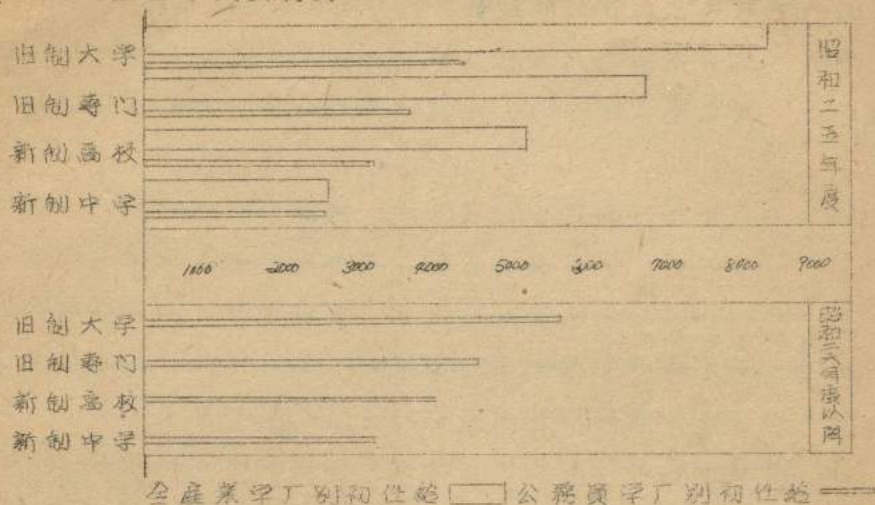


表4 全国全産業及公務員学厂別初仕給を割合で示したもの

学厂	区分	全国全産業	公務員(25年)
新制中学	校	100	100
新制高等学校		306	122
旧制専門学校		271	144
旧制大学		334	171

次に公務員の初仕給を参照としてみると、学厂別初仕給規定額は表2表で、昭和25年度の公務員の給与規定額を旧制専門学校卒以上は公務員試験に合格したものとして、全産業学厂別初仕給と比較したのが表3表の上半部である。

これによると新制中学卒の場合は公務員と全産業の初仕給は殆ど同じであるが、学厂が高くなるにつれて、公務員の方が初仕給が低くなっている。即ち表4表によつてその割合をみると、公務員の場合は新制中学卒を100とした時、旧制大学卒は171となるが、産業別の場合は334となつて大きな開きがみられる。

尚現在の公務員の給与規定額は全体的に幾分高くなつていて、25年度の全産業の初仕給より新制中学卒の場合は高くなつてゐる。

假しこのベースの改正も号俸が高くなる程、増額率が大となり、号俸が低い程、増額率が小であるため、年少労働者の場合その増額率

(4)

くなっているとは思われない。

そこで年少労働者の場合は新制中学卒とは公務員の初仕給の方が高いが、新制高校卒とは、全産業の方が高いと云う事が明らかである。

但しこの比較は前述したように、実際の初仕給額と、規定額を比較しているのだから、その実を考慮して参考程度にみるべきである。

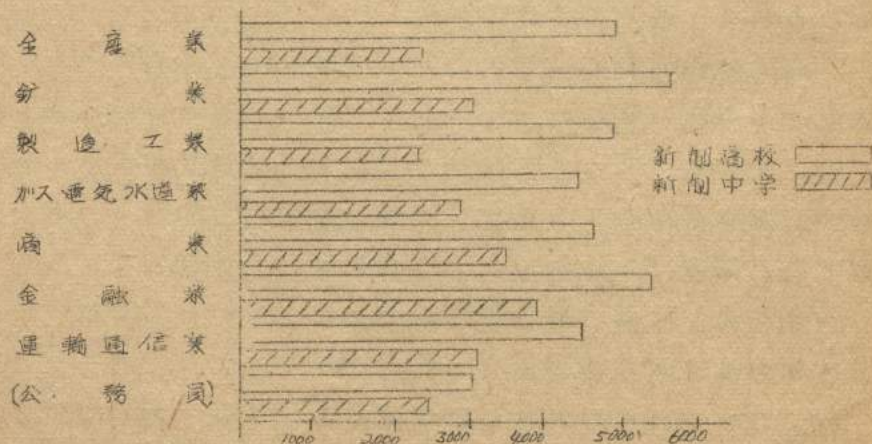
以上学厂別に初仕給をみた場合、新制中学、新制高校卒の初仕給は、彼らが未経験で技術をもたないと云う事も一因を占めているが、それにしては一般的に非常に低いように思われる。

2. 産業別にみた新制中学卒と新制高校卒の初仕給

表5表(その一) 産業別(大分類) 学厂別初仕給

産 業 別	新 制 中 学 校	新 制 高 等 学 校
全 産 業	2446 ^円	5044 ^円
鉱 業	3139	5735
製 造 工 業	2390	4984
ガス電気水道業	2914	4497
商 業	3517	4686
金 融 業	3946	5375
運輸通信業	3112	4540

表5表(その二) 産業別(大分類) 学厂別初仕給



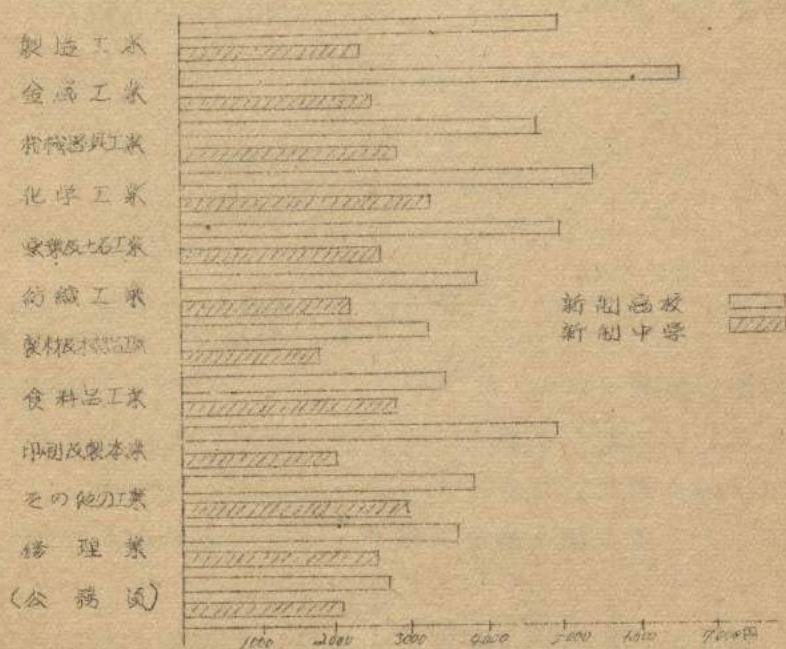
産業別にみた新制中学卒の初任給は製造工業が最も低く2,390円、最高は金融業の3,946円で1,556の差がみられる。新制高校卒の場合は鉱業の5,735円が最高でガス、電気、水道業の4,497円が最低となり、1,258円の差がある。尚公務員の初任給は今後参考としてグラフのみつけ加える。

3. 製造工業を更に中分類に従って分けて学厂別の初任給をみたのがオ6表である。

オ6表(その一) 産業別(製造工業中分類) 学厂別初任給

産 業	新 制 中 学 校	新 制 高 等 学 校
製 造 工 業	2,390	4,784
金 属 工 業	2,524	6,516
機械器具工業	2,837	4,632
化学工業	3,259	5,401
窯業及び土石工業	2,616	5,993
陶 器 工 業	2,207	3,851
窯業及び土石工業	1,873	3,258
食 料 工 業	2,812	4,458
印刷及び製本業	2,210	4,935
その他の工業	2,295	3,851
修 理 業	2,547	3,593

オ6表(その二) 産業別(製造工業中分類) 学厂別初任給



(6)

これによると新制中学卒では化学工業が最高で3059円、次はその他の工業の2925円である。新制高校卒の初仕給は金属工業が最高で6516円、次は化学工業の5401円となっている。最低は両者とも製材及び木製品工業で新制中学卒が1873円、新制高校卒が3258円である。

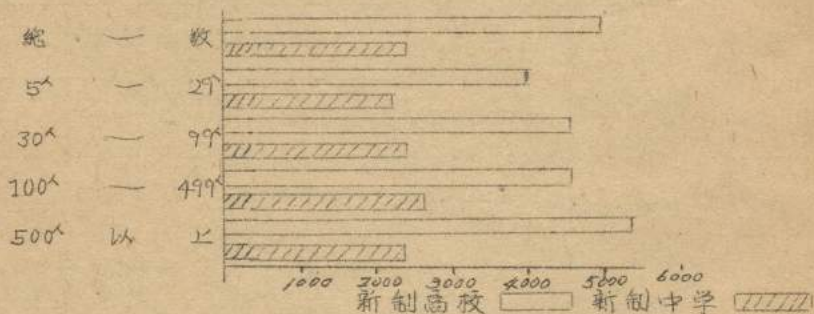
又最近の年少労働者就職率の最も高い紡織工業も比較的初仕給の低い工業である。(但し、住込み食事付等の場合があることを考慮しなければならぬ)

4 事業場規模別にみた初仕給

オ7表(その一) 規模別 学丁別全産業初仕給

規 模		新 制 中 学 校	新 制 高 等 学 校
総 数		2446円	5044円
5人	29人	2026	4015
30人	99人	2292	4572
100人	499人	2495	4602
500人	以上	2466	5423

オ7表(その二) 規模別 学丁別全産業初仕給



事業場の規模を5人～29人、30人～99人、100人～499人、500人以上の4種に分頓して全産業における新制中学卒、新制高校卒の初仕給を表にしたのがオ7表(その一)(その二)にある。この表によると他の賃金調査の結果と同じく規模の大きな事業場程初仕給が高くなっている。

5 地域別 産業別に初仕給を比較したのがオ8表(その一)

(その二)である。

表8 (その一) 地域別、学厂別、産業別初任給

地域別 学厂別 産業別	七 大 都 府 県		そ の 他 の 府 県	
	新制中学校	新制高校	新制中学校	新制高校
全 産 業	2,668	5,426	2,266	4,561
鉱 業	2,847	5,136	3,200	6,261
製 造 工 業	2,604	5,541	2,213	4,281
金 属 工 業	2,883	6,771	2,286	5,805
機械器具工業	3,103	5,208	2,422	3,863
化 学 工 業	3,436	5,516	2,857	5,249
窯業及土石業	3,050	6,285	1,974	5,577
紡 織 工 業	2,283	4,571	2,157	3,196
製材及び木製品業	2,253	4,622	1,754	2,658
食 料 品 工 業	3,103	5,395	2,319	3,887
印刷及製本業	2,280	5,284	2,136	4,208
その他の工業	3,057	4,733	2,815	3,636
修 理 業	3,157	4,817	2,334	3,274
ガス電気水道業	3,003	4,724	2,677	3,938
商 業	4,121	4,891	2,569	3,775
金 融 業	4,825	6,058	3,382	4,773
運輸通信業	3,861	4,879	2,883	4,368

表8 (その二) 地域字工、産業別初仕給



七大都府県
その他の府県

新制中学
新制高枝

こゝで云う地域別とは七大都市圏（東京、大阪、京都、神奈川、愛知、兵庫、福岡）と、その他の府県とを比較したもので5%から18%の初任給のひらきがあり、学費が進むに従つてそのひらきが小さくつてゐる。

参 考

以上昭和25年3月から5月の間に於ける新制中学、新制高校新規卒業者の初任給を調べたが現在ほどのようになつてゐるかわからないので、参考として一般の平均給与総額と実質賃金指数の昭和25年4月から26年4月までの推移をみる事とした。

表9表（その一） 製造業における年毎別一ヶ月当り
平均現金給与総額

項 目	区 分	昭和25年4月	昭和26年4月
一ヶ月当り平均現金給与総額		8,362円	10,317円

表9表（その二） 平均賃金及び平均実労働時間の推移

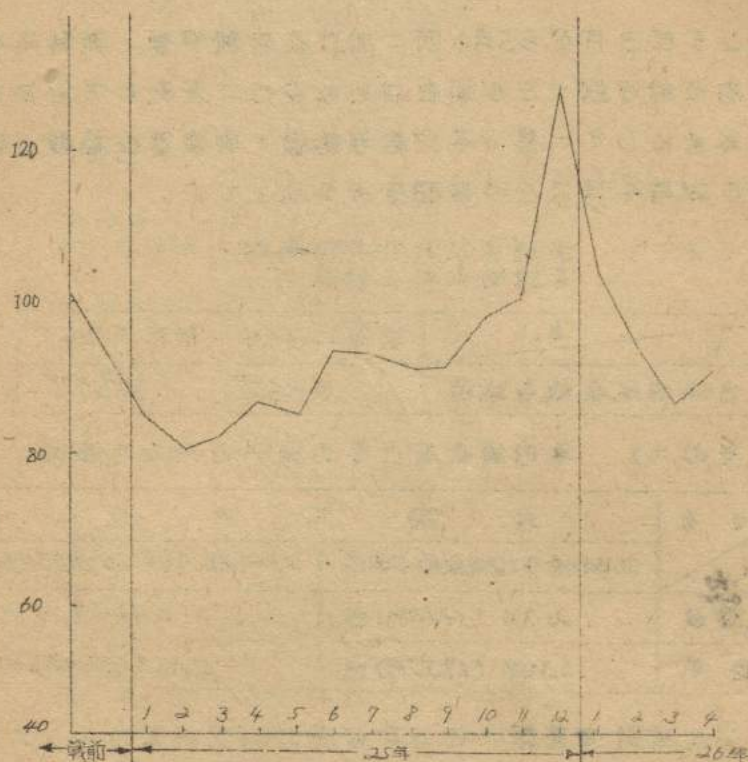
項 目	区 分	
	25 年	4 月
	26年4月分平均現金給与総額	26年4月分1ヶ月平均実労働時間数
産業指数	21.0% (1913円) 増	3.1% (6.2時間) 増
製造業	23.4% (1955円) 増	5.1% (10.1時間) 増

労働省 労働統計調査部の毎月勤労統計調査結果速報によると、製造業に於ける一ヶ月当り平均現金給与総額は昭和25年4月が8,362円だが、26年4月には10,317円と増減している。即ち製造業では1,955円、23.4%増となり、又産業総数では1,913円、21.0%増となつてゐる。4月1ヶ月の平均実労働時間数は昭和26年の方が、製造業では10.1時間、5.1%増、産業総数では6.2時間、3.1%増となつてゐる。これらからみられる事は、大體労働時間も増加しているが、平均現金給与総額が更に多く増加していることである。このことは直ちに実質賃金の増加を意味するわけではない（家計費指数、その他多くの要素の変化があるため実際の生活が案にはなつてゐるとは云い難い）が、とにかく平均手取額は昭和25年4月より26

(10)

年4月の方が高くなっていることが明らかである。
そこで、労働経済課で作られた、労働省毎月勤労統計に
よる、戦前を基準とした実賃賃金指数を調べたのがオ10表である

オ10表（その一） 戦前基準実賃賃金指数（製造業）



オ10表（その二） 年度別実賃賃金指数

区 分	昭和25年4月	昭和25年5月
実賃賃金指数	87.1	91.2

この表によると、昭和25年4月と26年の4月では前者は87.1で後者は91.2となり、26年4月の方が4.1の増加となっている。そこで一般的に実賃賃金に於ても若干の増加があり、更に平均現金給与総額は相当の増加を示していることから、年少労働者の実賃初仕給額にも幾分の変化のある事が予想される。

